

# 安曇野市

# 青少年センター だより

第8号

平成 29 年 6 月

編集発行

安曇野市青少年センター

安曇野市教育委員会生涯学習課

事務局：生涯学習課社会教育担当

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

2000 EAY 71 : 5000

平成29年度事業計画

### ●平成29年度年間スケジュール（表1）

|      |   |
|------|---|
| 連年実施 | ・青少年相談  |
| 5月   | ・第1回青少年センター運営委員会<br>・「センターだより8号」編集会議  |
| 6月   | ・第2回青少年センター運営委員会<br>・ジュニア・リーダー養成講座（前期）への協力<br>・「センターだより8号」発行                      |
| 7月   | ・県下一斉街頭啓発活動（3日）<br>・長野県青少年補導活動推進大会（飯山市）<br>・第3回青少年センター運営委員会                       |
| 8月   | ・夏休み街頭巡回<br>・「センターだより9号」編集会議  |
| 9月   | ・先進地視察  |
| 10月  | ・第4回青少年センター運営委員会<br>・中信4市補導センター連絡会議（安曇野市）<br>・「センターだより9号」発行                       |
| 11月  | ・青少年センター講演会の開催<br>・長野県青少年健全育成県民大会（大町市）<br>・ジュニア・リーダー養成講座（後期）への協力<br>・「子ども文化祭」への協力 |
| 12月  | ・冬休み街頭巡回  |
| 2月   | ・「センターだより10号」編集会議<br>・第5回青少年センター運営委員会   |
| 3月   | ・春休み街頭巡回<br>・「センターだより10号」発行   |

安曇野市青少年センターは、平成26年10月に設置され、今年で3年目を迎えます。

本年度は年間を通じて次の事業を推進します。年間スケジュールは、左表1のとおりです。

- 広報・啓発事業
- ・センタードよりの発行
- ・講演会の開催
- ・街頭啓発への参加
- 青少年相談事業
- ・通年を通して実施

- 街頭巡回事業
- ・学校が長期休みの時、5地域において青少年委員を中心として街頭巡回を実施
- 社会環境浄化事業
- ・地域環境実態調査
- 青少年活動支援事業
- ・ジュニアリーダー養成講座への協力

当会は、堀金9地区の民生委員児童委員、主任児童委員により22

**安曇野市堀金地区民生児童委員協議会の活動について**



ふれあい祭り「おいしいおいなりさんですヨ」販売風景

人で組織構成されています。  
月毎の定例会、認定こども園や小中学校行事等への参加、社会福祉協議会行事協力（ふれあいバスとの旅、ふれあい祭り、かえでの家との交流会等）、小中学校の先生との懇談会、小中学校地区懇談会、高齢者世帯への訪問等、多岐にわたり活動しています。

定例会では、住民との信頼関係を基礎として相手の立場に立て、より良い解決策を考えます。また子育て家庭を取り巻く課題を把握し関係機関との連携を深めて、将来を担う子供たちが安心して健やかに成長できるよう地域での見守り支援を行っています。

子どもの性被害防止の研修会を開いてみませんか?  
「子どもの性被害予防のための取組支援事業補助金」のご案内

平成28年7月に「長野県子どもを性被害から守るための条例」が制定され、子どもを性被害から守るために取り組みを進めることができます。

こうしたことから、県が事務局を務める長野県青少年育成県民会議では、親子、保護者、地域住民によるグループまたは団体（PTAや育成会など）が行う子どもを性被害から守るための人権教育研修や情報モラル（インターネット、SNSの適正利用）に関する研修等の講師への謝礼および交通費、会場使用料等の経費を対象として、一団体当たり上限を2万5000円までとして補助を行っています。

### ○問い合わせ先

長野県青少年育成県民会議（長野県民文化部次世代サポート課内）  
TEL 026・235・7210  
FAX 026・235・7087

## 知つておきたい

### ネット・スマホの安全教室⑦

#### ネットに係わるトラブルと対応

#### ○動画の違法なダウロード

違法動画と知りながらダウンロードすると、個人で楽しむ範囲でも2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方）が科される。

#### 対応

年齢を問わず多くの人々が利用している動画共有サイトで、子どもたちがアニメや映画などを無許可で投稿してしまい、著作権侵害となるケースが起きている。

動画サイトの投稿も、調べれば投稿者を特定できることを理解する。

#### ○ゲームソフトの違法なダウロード

子どもが扱う携帯電話やスマートフォン、パソコンなどには、ファイルターリングを設定する。

#### 対応

には著作権があり、これらをコピーし、動画共有サイトなどに投稿したり、友達に配つたりすることは、著作権侵害にあたることを理解する。

#### 対応

ゲーム会社の公式サイト以外で、無料でダウンロードができるサイトは違法な場合もある。

違法サイトと知りながらゲームソフトなどをダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為であることを理解する。

友達などの写真や動画を許可なく、コメントを付けて公開するなどしてトラブルに発展するケースもあり、肖像権の侵害にあたり犯罪行為となることを理解する。

## 青少年相談窓口をご利用ください

誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒の皆さん、子どものことで悩んでいるお父さん、お母さん等、気軽にセンターへ電話ください。メールでの相談も受け付けています。一緒に解決の糸口を見つけましょう。

青少年センターでは、家庭での引きこもり、学校での交友関係やネットいじめ、不登校、万引きや家庭内暴力等の問題行動、自分自身のこと等、青少年に関する相談を受け付けています。

●電話・面接での相談 ☎71・2462（月曜日～金曜日：午前9時～午後5時）

●電子メールでの相談 ☐seishonen@city.azumino.nagano.jp（24時間受付）